

2024年度採用
名古屋大学若手育成プログラム—Y L C(Young Leaders Cultivation)—
募集要項

1. 趣旨

名古屋大学は、学術憲章のもとで「世界屈指の研究大学」となることを基本目標として掲げている。その実現のためには、独自の挑戦的な基礎研究を推進する自立した若手教員が必要となることから、本プログラムでは博士号の取得から間もない優れた若手研究者を任期5年の特任助教(一部テニユア化)として雇用し、広く国際的かつ学際的な視野に立って名古屋大学の教育研究の発展に貢献していくことのできる教員を育成・支援する。

2. 募集内容

- (1)分野 : 人文・社会科学及び自然科学の全分野
(2)職種 : 特任助教(常勤・任期有)
(3)採用期間 : 2024年4月1日～2029年3月31日 (※1)
(4)採用予定数 : 8名程度 (※2)
(5)職務内容 :

- ① 応募時に提出した申請書に基づく研究活動
- ② 高等研究院が主催するシンポジウム等への参加、および、セミナー等での発表、企画・運営
- ③ 名古屋大学データベース等による研究成果の公表、および研究活動の報告
- ④ 兼務先の部局における授業・大学院生指導などの教育活動(エフォート率は30%以下)
- ⑤ 博士課程教育リーディングプログラムに採用された各学生のヤングメンターとしての指導
- ⑥ その他、高等研究院長が必要と認めた業務

(※1) 現在名古屋大学にて雇用されている場合は、本学採用の日から継続して10年を超えて更新することはできない。

(※2) 採用予定数は状況により増減することがある。

3. 応募資格

(1)一般枠

- ① 応募時点において名古屋大学に在籍する教員(以下、「受入教員」という。各受入教員が推薦できる人数は、原則として1年につき1名までとする)から推薦され、受入教員が所属する部局等の長の承諾を受けている者。
(参考)本学教員の検索 <https://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>
- ② 大学院博士課程を修了し、2024年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者(2024年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者(※)及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む)。なお、ライフイベント等による研究の中断期間がある場合は、申請書に記載すること。
- ③ ポストク(日本学術振興会特別研究員PD等)経験を有することが望ましい。
- ④ 博士課程在学中もしくは修了後に、海外留学経験(おおむね1年以上)のあることが望ましい。ただし、海外留学等の経験が必要ではない分野の応募者は、その旨を申請書に明記すること。

(2)学内枠

上記(1)一般枠の応募資格に加え、名古屋大学で博士の学位を取得した者、あるいは取得見込みの者を対象とする。

(3)女性枠

上記(1)一般枠の応募資格に加え、女性を対象とする。

(4)外国人枠

上記(1)一般枠の応募資格に加え、外国籍の者を対象とする。

(※) 2024年4月1日時点で博士の学位が取得できなかった場合は、採用は取り消します。

4. 待遇

(1)所属 : 高等研究院(受入部局は、兼務)

(2)勤務時間 : 1日のみなし労働時間は7時間45分(専門業務型裁量労働制)

(3)給与 : 本学規程による(年俸制。原則、570万円程度)

(4)通勤手当 : 本学規程による

(5)退職金 : 支給しない

(6)休日等 : 週休二日制、年末年始、夏期休業、年間最大20日の有給休暇

(7)加入保険 : 国家公務員共済組合保険、労災保険、雇用保険

(8)その他

- ① 本プログラムの趣旨に従って、採用期間終了時には、研究者・教員として自立出来ることを目指す。そのため、受入教員(部局)においては、研究と教育を中心とした勤務となるよう配慮する。
- ② 研究の場所、研究施設、およびその費用は兼務先となる受入部局が提供するものとする。
- ③ 産前産後の特別休暇及び育児休業取得については、東海国立大学機構に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程、東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程による。
- ④ 採用年度を含めて3年度が経過した後、別に定める「新YLC制度におけるテニュア審査方法」に従い、希望者に対して、各受入部局における予備審査を経た上でYLCテニュア審査を行う。審査に合格してテニュアを獲得できるYLC教員の上限は、2名/年度とする。なお、不合格の場合でも、5年間の任期満了までYLC教員を継続することができる。また、テニュア付与に係る審査を受ける前に、産前産後の特別休暇及び育児休業を取得した場合は、当該休暇及び休業期間を超えない範囲で月を単位として任期を延長することができる。ただし、当初の任期に延長した任期を加えた期間は、YLC教員の身分に関わらず名古屋大学採用の日から10年を超えることができない。

5. 応募書類・応募方法

応募にあたっては、別紙「応募手続き」に基づき、本学高等研究院ホームページ(<http://www.iar.nagoya-u.ac.jp/>)から応募書類(所定様式)を入手・作成し、応募期間内に電子メール等にて提出先へ送信する。

なお、審査には、多様な分野の専門家が加わるため、応募書類は他分野の研究者にも理解しやすいものとなるよう留意して、各様式に記載の注意事項等を十分確認の上、作成すること。

6. 応募受付期間

2023年3月15日(水)~2023年5月8日(月)正午【日本時間・厳守】

部局によって推薦書の提出期限が異なるため、余裕をもって提出すること。

7. 選考方法・結果通知等

(1) 第一次審査(書類審査)

応募者が選択した審査区分に基づき、高等研究院が設置するYLC審査委員会委嘱の書面審査員が審査を実施する。その結果をもって、YLC審査委員会において審議し、合否を決定する。

(2) 第二次審査(面接審査)

第一次審査合格者に対し、高等研究院が設置するYLC審査委員会委嘱の面接審査員が審査を行い、本院、および本学の会議における審議を経て、採否を決定する。なお、審査日は、2023年9月14日(木)を予定しており、原則として、対面で行うが、状況によっては、オンラインで行うこともある。具体的な実施方法は、第一次審査の結果とともに通知する。

(3) 結果通知

第一次審査の結果は8月下旬、第二次審査の結果は10月初旬を予定。ただし、多少前後する場合がある。

8. その他

- (1) YLCでは女性教員比率 50%を目指しており、業績(研究業績、教育実績、社会的貢献、人物を含む。)の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する。
- (2) 応募書類は、本選考の目的の範囲内で、かつ業務遂行上、必要な限度内で利用する。
- (3) 応募書類は、返却しない。
- (4) 第二次審査の参加に必要な旅費・滞在費等は応募者の自己負担とする。
- (5) 審査結果の理由についての照会には応じない。
- (6) 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となった。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となった。また、採用時には「誓約書」の提出が必要である。
- (7) 国外での研究も可能だが、その場合の研究期間は、原則として、採用後3年間については総計で2年未満、採用後4年目からの2年間については、同じく1年未満とする。

9. 本募集に関する問い合わせ先

名古屋大学 研究協力部 研究組織支援課 YLC公募担当

E-mail: ylc@iar.nagoya-u.ac.jp

※お問い合わせ前に必ず「別紙」をご参照ください。

以 上

2024年度採用
名古屋大学若手育成プログラム—Y L C(Young Leaders Cultivation)—
応募手続き

1. 応募準備

【応募者】

受け入れを希望する本学の教員に連絡し、受け入れに関する承諾を得てください。

【本学教員(受入教員)*】

受け入れを希望する応募者、ならびに受入部局等の長と調整の上、応募の可否を決定してください。

*応募時点において、名古屋大学に在籍する教員を対象とする（名誉教授、任期付、テニユアトラック教員は除く）

【受入部局等の長】

受入教員からの申し出を受け、応募者受け入れの可否を決定してください。

2. 応募書類

本学高等研究院ホームページ(*)から当該年度の応募書類(所定様式)を入手の上、「2024年度採用名古屋大学若手育成プログラム募集要項」、および各様式に記載の注意事項等を熟読して作成してください。審査には、多様な分野の専門家が加わるため、応募書類は他分野の研究者にも理解しやすいものとなるよう留意して記入してください。なお、様式の改変、ページの追加等はできません。また、必ず応募者は、本学教員から受け入れについて承諾を得た後で応募書類を作成してください。

* <http://www.iar.nagoya-u.ac.jp/public/2415/>

(1) 申請書(様式1)【応募者】

各項目の注意事項等を熟読の上、作成してください。なお、記載内容に関する問い合わせには応じられません。

(2) 学位記の写し【応募者】

博士の学位に関してのみ提出してください。ただし、取得見込者は除きます。

(3) 主要な業績(論文等) 3件【応募者】

業績が3件に満たない場合は、この限りではありません。

(4) エントリーシート(様式2)【応募者】

応募の基本情報として登録しますので、すべて申請書(様式1)の内容と一致させてください。

(5) 推薦書(様式3)【受入教員】

受入教員が作成し、受入部局等の長の承諾後、応募期限内に研究組織支援課へ提出してください。なお、応募者には共有しないでください。

(6) 類型該当性の自己申告書【応募者】

2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際は、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

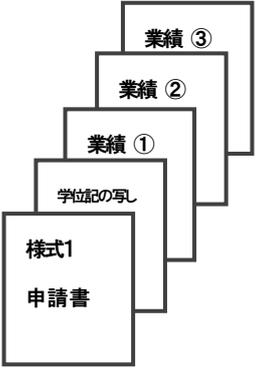
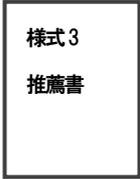
3. 応募書類の提出方法と提出期限

【応募者】

応募時までに本学教員へ連絡をとり、受け入れについて承諾を得た後に、研究組織支援課に応募書類を提出(送信)してください。

【受入教員】

応募者、及び受入部局等の長と調整し、受入部局等の長の承諾後、研究組織支援課に推薦書を提出(送信)してください。

	応募者	受入教員
ファイル名	2024YLC 申請書(応募者姓名)	2024YLC 推薦書(応募者姓名)
メールタイトル	2024YLC 申請書(応募者姓名)	(部局名)2024YLC 推薦書(応募者姓名)
提出書類	1. 応募ファイル [PDF・単一ファイル] <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書(様式1) ② 学位記の写し ③ 主要な業績(論文等)3件 	推薦書(様式3) [PDF] <p>※応募者への共有は不可</p> 
提出期限	2023年5月8日(月)正午 【日本時間・厳守】	

4. 提出先

名古屋大学 研究協力部 研究組織支援課 YLC公募担当

E-mail: ylc@iar.nagoya-u.ac.jp

◀ 名古屋大学若手育成プログラム Q&A ▶

◆ 応募資格

[Q1] 研究分野に制限はありますか？

[A1] 募集要項に記載のとおり、すべての研究分野が対象です。

[Q2] 現在、他機関で研究員として勤務していますが、応募は可能でしょうか？

[A2] 募集要項に記載の応募資格を満たしていれば応募は可能です。ただし、本プログラム採用後、本学と他機関を兼職することはできませんので、他機関の職は辞していただくこととなります。

[Q3] 年齢制限はありますか？

[A3] ありません。募集要項に記載の応募資格を満たしていれば応募は可能です。

[Q4] 大学院博士課程を単位取得退学後に博士の学位を取得した場合でも応募の対象となりますか？

[A4] 大学院博士課程を修了し、博士の学位を取得していれば、必ずしも博士課程修了日と学位取得日が一致している必要はありません。

[Q5] ポスドク(日本学術振興会特別研究員PD等)の経験はありませんが、応募は可能でしょうか？

[A5] 必須条件ではありませんので、応募は可能です。

[Q6] 名古屋大学の教員と一切交流がなくても応募することはできますか？

[A6] 可能です。ただし、名古屋大学所属の教員が受入教員となることが応募条件ですので、本学のWebサイトにてご自身の専門分野に近い教員を検索して受け入れを打診、あるいは他機関等の方から名古屋大学の教員を紹介してもらうなどご自身で本学教員に受入教員の依頼をしてください。

◆ 受入教員

[Q7] 教授以外の職(准教授、講師、助教)でも受入教員となることはできますか？

[A7] 名誉教授、任期付、テニュアトラック助教を除く本学所属の教員であれば可能です。ただし、応募に際し、受入部局等の長の承諾を得る必要があります。

[Q8] YLC教員の任期満了前に退職を予定している教員が、受入教員となることはできますか？

[A8] YLC教員の任期期間中に退職される場合でも、応募時点において、名古屋大学所属の教員で、かつ、受入教員としての条件を満たしていれば受入教員となることは可能です。ただし、必ず、退職前には受入部局で後任の受入教員を選任する必要があります。

◆ 受入部局

[Q9] 応募の前に受入部局内での選考は必要ですか？

[A9] 部局によって対応が異なりますので、各部局等の長にご確認ください。

[Q10] 「部局等の長」とは、研究科長、専攻長のどちらを指していますか？

[A10] 研究科長です。なお、部局によっては、あらかじめ専攻等内での承諾を必要としている場合もありますので、受入部局にご確認ください。

◆ 応募書類

[Q11] 申請書の記載内容に関する質問はできますか？

[A11] 応募者の判断を尊重させていただいておりますため、個別の内容照会には応じられません。

[Q12] 申請書を作成する際の使用言語に制限はありますか？

[A12] 日本語、あるいは、英語のいずれかの言語にて作成してください。

[Q13] 提出書類として「学位記の写し」がありますが、「学位取得証明書」でも代用可能でしょうか？

[A13] 原則、「学位記の写し」をご提出いただいておりますが、やむを得ない場合に限り、応募者の氏名、取得機関、学位の名称、取得年月日が確認できれば、代用は可能です。なお、修士の学位の写しは不要です。

[Q14] 申請書の学歴・職歴欄が足りないのですが、別紙を追加してもよいですか？

[A14] 様式の改変、及びページの追加は認めておりません。主要なものに絞って記載してください。

[Q15] 申請書のページの追加等体裁を変更することはできますか？

[A15] 様式の改変、及びページの追加は認めておりません。必ず所定のページ数に収めてください。

[Q16] 研究業績のうち、採録決定済みの証明書類は、どのように提出したらいいですか？

[A16] 証明書類の右肩に研究業績欄で付けた通し番号を追記し、申請書とともにPDFデータで提出してください。

[Q17] 応募受付期間最終日に応募書類を提出したのですが、受領の返信がありません。どうしたらいいですか？

[A17] 例年、多くの方が応募期限最終日に応募書類を提出されることから、どうしても受領連絡に時間を要してしまいます。必ず受付期間の最終日中には、ご連絡しますので、お待ちいただくか、余裕をもって、ご応募ください。なお、受付期間の最終日の翌日になっても返信がない場合は、お手数ですが、ylc@iar.nagoya-u.ac.jp までお問い合わせください。

◆ YLCプログラム

[Q18] 来年度もYLCプログラムの公募はありますか？

[A18] 現時点で、未定です。